

「脱炭素社会の実現に向けた取組の推進」について環境省に要請を行いました

福田川崎市長が、浅尾慶一郎環境大臣に対して、「脱炭素社会の実現に向けた取組の推進」について要請を実施しましたので、お知らせします。

- 1 日時 令和 7 年 7 月 2 日 (水) 16 時 35 分～16 時 50 分
あさお けいいちろう
- 2 要請先 浅尾 慶一郎 環境大臣
ふくだ のりひこ
- 3 要請者 福田 紀彦 川崎市長
- 4 主な要請内容（要請文は別紙のとおり）

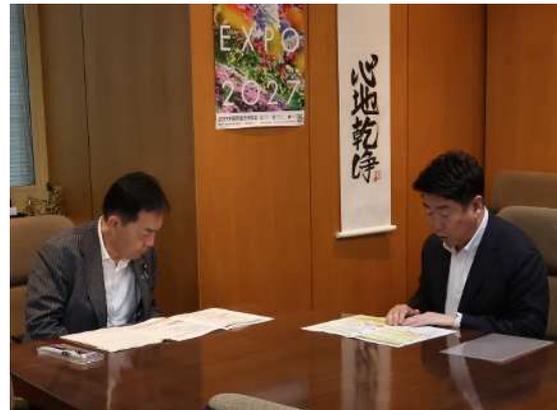
国が運営する J-クレジット制度^{※1}において、条例等で設置が義務付けられている再エネ発電設備は、一律「再エネの追加性^{※2}が認められない」とし、市内の新築建築物に設置される太陽光発電設備についてクレジット対象外とされたことについて、再エネ普及の観点から、再エネの追加性があるものとして適切に評価し、制度の対象とするよう見直しを行うこと。

5 浅尾大臣の発言概要

他の自治体からも同様の意見をいただいております。要請の主旨は理解している。一方で国際ルールにのっとった対応も必要である。これらを踏まえながら議論を進めていきたい。



左：浅尾大臣 右：福田市長



浅尾大臣に説明する福田市長

※1 J-クレジット制度とは、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。

【J-クレジット制度】URL: <https://japancredit.go.jp>

※2 追加性とは、本制度がない場合に、排出削減・吸収活動が実施されないことです。
(J-クレジット制度実施要綱 1.2用語の定義)

問合せ先
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 戸井田
電話 044-200-1222

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 J-クレジット制度において、導入義務制度に基づき設置された再エネ発電設備については、再エネ普及の観点から、再エネの追加性があるものとして適切に評価し、制度の対象とするよう見直しを行うこと。
- 2 第7次エネルギー基本計画における太陽光発電設備の導入目標の達成に向け、課題解決や技術開発、社会実装、制度の見直しに向けた取組を加速させること。特にFITに頼らない自家消費型の太陽光発電設備の普及や蓄電池の導入促進など、系統対策や調整力の確保に向けた取組を一層推進すること。

■ 要請の背景

- 本市は、市域のほとんどが市街化しており、再エネポテンシャルの99%が建築物への太陽光発電設備となっているため、市域の再エネ導入拡大を図ることを目的に、新築建築物への再エネ導入義務化制度を令和7年度から施行しています。
- 国が運営するJ-クレジット制度において、導入義務制度により設置された再エネ発電設備は、一律「再エネの追加性が認められない」とされましたが、導入義務制度は新たな再エネ発電設備の増加を促す契機となる先進的な取組であり、導入義務制度を創設した自治体内で活動を行う事業者が不利益を被る可能性があります。このような現状を考慮し、条例等で義務付けられている設備の導入等による排出削減・除去・吸収活動についても追加性を認めるよう制度を見直す必要があります。
- 再エネの更なる普及拡大は、国産ペロブスカイト太陽電池の安定的な供給体制確保など、次世代技術の社会実装に向けた国主導による取組が一層必要となります。
- 太陽光発電設備は、系統接続や出力抑制等その普及に伴う課題が生じており、解決策の一つである送配電網の整備には、多くのコストや時間等を要するため、一般送配電事業者による送配電設備の確実な増強等を継続的に促すとともに、太陽光発電設備等再エネ電力の自家消費を促進する必要があります。
- 電力を最大限活用するため、エネルギー利用の最適化に向けた取組を促進する必要がありますが、蓄電池の価格低減やリサイクル等に係るスキームの確立等の課題もあることから、国主導による一層の取組が求められます。